⑺　過去に当該施設と同等の規模（総延床50,000㎡程度）及び設備を有する建物において、機械設備保守及び執務環境衛生管理業務を１年以上継続して請負った実績を有するものであること。

⑻　次の各号に掲げる制度の未適用及びこれらにかかる保険料の滞納がないこと（入札参加申込期限において直近２年間（④については２保険年度）の滞納がないこと）。①厚生年金保険又は国民年金　②健康保険　③船員保険　④労働保険

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒102―8305 東京都千代田区九段南１―２―１九段第３合同庁舎　東京労働局総務部会計課施設係　鹿村　勇太　電話03―3512―1606

⑵　入札書の受領期限　平成28年３月９日11時00分

⑶　開札の日時及び場所　平成28年３月９日11時00分　東京労働局

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書に示す書類を事前に提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した役務を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　その他詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tsuyoshi Haraguchi, Director of the General Affairs Department, Tokyo Labor Bureau

⑵　Classification No. of the products to be procured : 77, 78

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : machinery maintenance and work environmental hygiene in the labor stations coast building other 23 facilities Tokyo

⑷　Fulfillment period : From 1 April 2016 through 31 March 2017

⑸　Fulfillment place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A, B or C on “provision of services” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labor and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015

④　One Who is currently in the suspension period for nomination by Ministry of Health, Labor and Welfare should be excluded

⑤　prove to have no false statement in tendering documents.

⑥　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑺　Time-limit for tender : 11 : 00 AM, 9 March 2016

⑻　Contact point for the notice : Yuuta Shikamura, Procurement Section, Accounting Division, General Affairs Department, Tokyo Labor Bureau, 1―2―1 kudanminami, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8305, Japan. TEL 03―3512―1606

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年１月７日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房会計課長　瓦林　康人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達等件名及び数量　通信設備保守等業務（電子入札対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、入札書、総合評価のための本業務実施の具体的な方法及びその質の確保方法等に関する書類（以下「企画書」という。）、その他入札説明書等に定める入札に必要な書類（以下「その他必要書類」という。）を提出すること。また、入札書に記載する金額は、契約期間中、本件業務の提供に要する一切の諸経費を含めた金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願いを提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けていないこと。

⑷　入札説明書の交付を受けた者であること。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺　平成13年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、受注者として業務を完了（平成28年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもって代えることが出来る。

㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第２条第５号に規定する指定公共機関、第６号に規定する指定地方公共機関）